

第154回鳥取県都市計画審議会 議案概要

(審議会開催年月日 H30.5.22)

議案1、2 米子境港都市計画道路の変更について

報告事項1 羽合都市計画道路の変更について

議案番号	議案名	案件	主な内容
1	米子境港都市計画の変更について	都市計画道路3・4・4号後藤駅天神町線の変更	<p>都市計画決定から長期間を経ても路線の一部又は全部が未整備である都市計画道路において、路線の担う機能の変化や当該道路の交通の状況等を踏まえ、当該未整備区間の都市計画を廃止するものである。</p> <p>1. 米子境港都市計画道路3・4・4号後藤駅天神町線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線の全部を廃止 <p>〔延長：約340m 起終点：(起点)米子市米原 (終点)同市錦町三丁目 幅員：20m〕</p>
2		都市計画道路3・5・12号伯耆大山駅蚊屋線の変更	<p>2. 米子境港都市計画道路3・5・12号伯耆大山駅蚊屋線 (変更前 3・5・12号伯耆大山駅下新印線)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線の一部を廃止 ・終点の位置の変更に伴う名称の変更 <p>〔延長：約580m(変更前：約1,300m) 起終点：(起点)米子市蚊屋 (終点)同市蚊屋(変更前：同市下新印) 幅員：12m〕</p>

報告番号	報告事項	主な内容
1	羽合都市計画道路の変更について 都市計画道路3・6・1号倉吉羽合線の新規決定	<p>本路線は、湯梨浜町田後地内の一般国道179号の倉吉市行政界を起点とし、同町はわい長瀬地内の1・3・1号羽合泊線のはわいICに接続する幹線道路である。現道の慢性的な交通渋滞の緩和と交通事故の多発への対策として、通過交通を分散する新たな道路網を構築するため、今回新規路線として都市計画決定するにあたり、その地元協議や計画の調整状況について報告するもの。</p> <p>羽合都市計画道路3・6・1号倉吉羽合線</p> <p>〔延長：約3,000m 起終点：(起点)湯梨浜町田後 (終点)同町はわい長瀬 幅員：8m以上12m未満 車線数：2車線〕</p>